



島根県報

令和元年8月2日(金)

号外第36号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県立男女共同参画センターの指定管理者の募集	(環境生活総務課)	2
島根県立美術館の指定管理者の募集	(文化国際課)	11
島根県立体育施設等の指定管理者の募集	(スポーツ振興課)	17
島根県立はつらつ体育館の指定管理者の募集	(")	22
島根県立総合福祉センターの指定管理者の募集	(健康福祉総務課)	26
島根県立都市公園の指定管理者の募集	(都市計画課)	30

【教委公告】

島根県立古墳の丘古曾志公園の指定管理者の募集	(文化財課)	35
------------------------	--------	----

公 告

島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号。以下「条例」という。）第7条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和元年8月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定管理者募集の目的

島根県立男女共同参画センターは、男女平等とあらゆる分野での男女共同参画を推進し、男女が共に支え合う豊かな社会の形成を図るために設置された施設である。本施設の管理及び運営については、公の施設である島根県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）の設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため、平成17年4月から指定管理者制度を導入しているところであり、現在の指定期間が令和2年3月末をもって終了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 所在地

島根県大田市大田町大田イ236番地4

(2) 規模、構造等

ア 敷地面積 6,522.16平方メートル

イ 延べ床面積 7,066.1平方メートル

ウ 主な施設の構造規模

本館棟 鉄筋鉄骨コンクリート造 5階建

ホール棟 鉄筋コンクリート造 2階建

車庫棟 鉄筋コンクリート造 2階建

エ 竣工年月日 平成10年12月18日

オ 施設の概要 別表のとおり

(3) 入居機関

ア 公益財団法人しまね女性センター

（関係施設）

事務室

イ 島根県西部県民センター県央事務所

（関係施設）

事務室、会議室等

ウ 島根県女性相談センター西部分室

（関係施設）

事務室、相談室等

エ その他

宿泊施設及びレストラン

3 指定管理者が行う業務

(1) センターの施設及び設備の使用承認に関する業務

(2) センターの施設及び設備の使用料の徴収及び還付に関する業務

(3) センター及び入居機関（以下「センター等」という。）の施設及び設備の維持管理業務（詳細は、仕様書を参照）

(4) その他仕様書に記載する業務

4 指定予定期間

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

(1) 指定予定期間における県が支払う指定管理料の総額（入居機関のうち島根県西部県民センター県央事務所及び島根県女性相談センター西部分室の維持管理経費を含む。）は、次に示す額とし、災害等の特別な場合を除き原則として増額は行わない。また、指定管理料は分割支払することとし、支払時期、分割方法等については島根県と指定管理者で締結する協定で定める。

指定管理料 541,900千円以内

(年間平均額 108,380千円)

年間収入目標額 8,268千円

※ 消費税及び地方消費税（税率10パーセント）の額を含む。

(2) 年間収入目標額は、センターの施設及び設備の使用料収入を対象とする。

(3) 年間収入額に収入目標額の±10パーセントを上回る変動があった場合は、その2分の1を当該年度の指定管理料に増額又は減額することで反映させることとする。ただし、当該増減額が10万円に満たない場合は、指定管理料の変更を行わない。

(4) 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、別途協議の上、定めることができるものとする。

6 指定管理者の応募資格

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当すること。

ア 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない法人等であること。

(2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態を問わないが、個人は応募資格を有しない。

イ センターの管理及び運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和元年12月予定）までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

(1) 申請書類

ア 申請書（島根県立男女共同参画センター条例施行規則（平成11年島根県規則第24号。以下「規則」という。）で定める様式第1号）

イ 事業計画書

ウ センターの管理に係る収支予算書

※ 消費税及び地方消費税の税率は、10パーセントで作成すること。

エ その他申請に必要な書類

- (ア) 定款、寄附行為又はこれらに準ずる書類
- (イ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (ウ) 申請書を提出する年度における法人等に関する事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (エ) 過去3年間の法人等に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- (オ) 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）
- (カ) 印鑑証明書
- (キ) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (ク) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（直近1年間の納税証明書で提出日において発行の日から3月以内のもの）
- (ケ) 指定申請に係る誓約書

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は、複写可とする。）。ただし、(1)エの(ア)、(イ)、(カ)、(キ)及び(ク)については、正本1部及び副本1部とする。

(3) 提出期限

令和元年9月30日（月）午後5時。郵送の場合は書留とし、令和元年9月30日（月）午後5時必着とする。

(4) 提出先

17に記載する場所

(5) 提出方法

郵送又は持参

(6) 申請に当たっての留意事項

- ア 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- イ 申請書類は、返却しない。
- ウ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。
- エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - (ア) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
 - (イ) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。
 - (ウ) その他不正な行為があったとき。

8 募集要項及び仕様書の配付

(1) 配付期間

令和元年8月2日（金）から同年9月30日（月）までの平日（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配付場所

17に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

なお、出席を希望する者がいない場合は開催を取りやめる。

(1) 開催日時

令和元年 8 月 20 日 (火) 午後 1 時 30 分から

(2) 開催場所

センター 2 階研修室

(3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書の説明

イ センターの施設見学

(4) その他

現地説明会に出席を希望する申請者は、団体名、出席予定者(職・氏名)及び連絡先を明記の上、令和元年 8 月 13 日(火)午後 5 時までに17に記載する場所に F A X で申込みを行うこと。

なお、F A X の送信前には、必ず電話連絡を行うこと。

10 質疑等

(1) 募集要項等に対する質疑については、別に定める質疑票により令和元年 8 月 27 日(火)午後 5 時までに17に記載する場所に F A X で提出すること。(質疑は、F A X のみで受け付ける。)

なお、F A X の送信前には、必ず電話連絡を行うこと。

(2) 質疑に対する回答は、別に定める質疑回答票により、令和元年 9 月 13 日(金)までに行う。

(3) 回答は、(1)の質疑票の提出期限までに質疑のあった申請者及び現地説明会に参加した申請者の全てに対して行う。

(4) 指定管理候補者の選定後に募集要項等関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

11 指定管理候補者の審査の基準及び選定方法

条例第 7 条の規定による基準に基づき、島根県立男女共同参画センター指定管理者候補選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査を行い、指定管理者の候補(以下「候補者」という。)を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の 5 名で構成する。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、センター等の施設及び設備の適切な維持管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(3) 審査項目及び配点

ア サービスに関する評価【60点】

(7) 施設の管理運営方針と具体的方策(25点)

(4) 利用者サービスの向上を図るための具体的な手法(25点)

(4) 施設の維持管理の内容(10点)

イ コストに関する評価【40点】

(7) 施設の管理運営経費の内容(20点)

(4) 施設の管理運営等の確実性(15点)

(4) 提示額(5点)

(4) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査基準に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知する。

ウ 書類審査の結果適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。

エ プレゼンテーションは、令和元年10月上旬に実施を予定している。

オ 候補者の選定は令和元年10月下旬までに行い、その結果は全ての申請者に対して書面で通知するとともに、申請者名と選定結果（選定又は非選定）を島根県ウェブページにおいて公表する。

カ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

キ 選定委員会は、非公開とする。

12 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。11(4)で選定した候補者を令和元年11月定例島根県議会へ上程し、議決されれば指定管理者の指定となる。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、センターの維持管理に関する細目等を協議の上、協定を締結する。

13 指定管理者の運営状況に関する評価

(1) 公の施設の適正な管理の確保と県民サービスの向上を目的として、管理運営状況について評価を毎年度実施する。

(2) 評価結果については、指定管理者に通知し、議会へ報告するとともに島根県ウェブページにおいて公表する。

14 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

16 その他留意事項

(1) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(2) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(3) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

- (4) 条例、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先（書類の配付場所及び提出先）

- (1) 郵便番号 690-8501
- (2) 住 所 島根県松江市殿町1番地
- (3) 担当部局 島根県環境生活部環境生活総務課男女共同参画室
- (4) 電 話 0852-22-5629
- (5) F A X 0852-22-5636

別表

施設の概要

(㎡)

管理者（室名）	面積合計	1階	2階	3階	4階	5階	R階	備考
島根県女性相談センター	368.6	0.0	0.0	0.0	368.6	0.0		
事務室	65.2				65.2			
相談室1（洋室）	18.0				18.0			
相談室2（和室）	22.9				22.9			
グループ相談室	24.2				24.2			
カウンセリングルーム	22.5				22.5			
その他施設	215.8				215.8			
島根県西部県民センター県央事務所	310.9	0.0	310.9	0.0	0.0	0.0		
事務室	204.8		204.8					
会議室	84.5		84.5					
書庫・倉庫	21.6		21.6					
公益財団法人しまね女性センター	54.6	0.0	0.0	0.0	54.6	0.0		
事務室	54.6				54.6			
宿泊施設（目的外使用施設）	613.3	0.0	0.0	0.0	0.0	613.3		
宿泊室（洋ツイン）	295.7					295.7		
宿泊室（和室）	45.5					45.5		
宿泊室（多目的）	45.5					45.5		
フロント	9.4					9.4		
事務室	17.4					17.4		
トイレ（事務室）	2.2					2.2		
リネン室1	27.9					27.9		
リネン室2	17.7					17.7		
自販機コーナー	11.4					11.4		
エレベーターホール	49.7					49.7		
廊下	83.1					83.1		
倉庫	8.0					8.0		
レストラン・厨房・厨房休憩室	129.0	129.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
レストラン（目的外使用施設）	129.0	129.0						
島根県立男女共同参画センター	3,447.6	806.6	649.3	1,079.8	656.6	157.2	98.1	
受付（1F）	19.1	19.1						
防災センター	24.2	24.2						
情報ライブラリー	104.6	104.6						
書庫	36.4	36.4						
倉庫（3Fリフレッシュコーナー横）	28.0			28.0				
企画ルーム・ワークステーション	46.2			46.2				
事務室	118.8				118.8			
ボランティア室	15.1				15.1			
センター長（館長）室	44.3				44.3			
応接室	21.0				21.0			
副センター長室	15.0				15.0			
女子更衣室	6.0				6.0			
倉庫（4F事務室横）	24.5				24.5			
風除室1	7.1	7.1						
風除室2	7.1	7.1						
エントランスロビー	292.6	292.6						
廊下	44.8	44.8						
エレベーターホール	42.3	42.3						
パフォーマンススペース	67.4	67.4						
トイレ	58.5	58.5						
機械室	45.5	45.5						
倉庫（パフォーマンススペース裏）	23.1	23.1						
倉庫（階段下）	27.6	27.6						
階段室	6.4	6.4						
更衣室	15.2		15.2					
多目的研修室A	78.8		78.8					
湯沸かし室	7.5		7.5					
掃除控室	12.0		12.0					
エレベーターホール	48.3		48.3					
機械室	45.5		45.5					
廊下	196.0		196.0					
トイレ	58.5		58.5					
階段室	25.7		25.7					
階段室	25.7		25.7					
ロビー階段	19.2		19.2					

管理者（室名）	面積合計	1階	2階	3階	4階	5階	R階	備考
サーバー室	19.2		19.2					
研修室	342.3		65.3	277.0				
映写室	27.0			27.0				
特別会議室	114.6			114.6				
生活創造スタジオ	121.2			121.2				
和室	58.4			58.4				
リフレッシュコーナー	38.4			38.4				
エレベーターホール	46.3			46.3				
機械室	45.5			45.5				
湯沸かし室	19.4			19.4				
トイレ	56.7			56.7				
廊下	150.0			150.0				
階段室	25.7			25.7				
階段室	25.7			25.7				
乳児・託児室	82.9				82.9			
乳児・託児室（トイレ）	9.3				9.3			
湯沸かし室	7.5				7.5			
倉庫	44.5		32.5		12.0			
機械室	45.5				45.5			
廊下	116.4				116.4			
エレベーターホール	47.7				47.7			
トイレ	38.7				38.7			
階段室	26.2				26.2			
階段室	25.8				25.8			
電機室	103.9					103.9		
階段室	25.8					25.8		
階段室	27.5					27.5		
(屋外)	98.1						98.1	
エレベーター機械室	49.4						49.4	
ボイラー	21.2						21.2	
階段室	27.4						27.4	
本館合計	4,924.1	935.6	960.2	1,079.8	1,079.8	770.5	98.1	

ホール棟	1,986.6	1,166.3	567.9	252.4	0.0	0.0		
(1F)								
風除室	30.7	30.7						
ホワイエ・ホールロビー	286.9	286.9						
カウンターコーナー	13.6	13.6						
廊下1	51.7	51.7						
倉庫	85.0	85.0						
客席	204.0	204.0						
舞台	173.0	173.0						
トイレ1（男子）	34.1	34.1						
トイレ2（女子）	74.8	74.8						
舞台上がり口1	7.0	7.0						
舞台上がり口2	8.8	8.8						
ウインチピット室	14.3	14.3						
搬入口	32.1	32.1						
廊下2	33.2	33.2						
男子控室	23.3	23.3						
トイレ3（男子）	10.5	10.5						
女子控室	22.6	22.6						
トイレ4（女子）	11.8	11.8						
湯沸かし室	5.2	5.2						
ピアノ庫	14.3	14.3						
オイルポンプ室	4.4	4.4						
渡り廊下	25.0	25.0						
(2F)								
ロビー	96.0		96.0					
ホールロビー階段	14.2		14.2					
客席	154.7		154.7					
同時通訳室	11.5		11.5					
調整室	17.4		17.4					
親子室	11.5		11.5					
通路	61.0		61.0					
階段室2	19.2		19.2					
階段室3	16.0		16.0					

管理者（室名）	面積合計	1階	2階	3階	4階	5階	R階	備考
(3F)	倉庫	8.8		8.8				
	空調機械室	132.6		132.6				
	渡り廊下	25.0		25.0				
	メンテナンス通路	175.1			175.1			
	オイル庫	3.6			3.6			
	ポンプ室	22.8			22.8			
	電機機械室	15.6			15.6			
	階段室2	19.2			19.2			
	階段室3	16.0			16.0			
車庫棟	123.8							
自転車置場	15.8							
自転車置場	15.8							
合 計	7,066.1	2,102.0	1,528.1	1,332.2	1,079.8	770.5	98.1	

島根県立美術館条例（平成16年島根県条例第50号。以下「条例」という。）第7条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和元年8月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集の目的

島根県立美術館（以下「美術館」という。）は、美術その他の芸術文化に関する知識及び教養の向上を図り、県民文化の振興に寄与することを目的として設置されたものである。

美術館については、平成17年4月から県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため、指定管理者制度を導入しているが、現在の指定期間が令和2年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

(1) 島根県立美術館

ア 所在地 島根県松江市袖師町1番5号

イ 開 館 平成11年3月6日

ウ 施設規模 敷地面積 14,746平方メートル

建築面積 9,311.92平方メートル

延床面積 12,498.88平方メートル（地上2階）

構造種別 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

エ 施設内容 企画展示室（1室1,153平方メートル）、常設展示室（5室1,849平方メートル）、ギャラリー、ホール、ロビー、収蔵庫、事務室等

オ 配置図 島根県立美術館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）を参照すること。

カ 利用状況 入館者数実績 平成29年度 203,654人

平成30年度 360,256人

(2) 駐車場

ア 所在地 島根県松江市幸町

イ 施設規模 敷地面積 7,708.78平方メートル

ウ 施設内容 駐車場及び公衆トイレ（建物面積34.67平方メートル）

(3) 入居施設

ア レストラン 173.64平方メートル

イ ミュージアムショップ 109.47平方メートル

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。詳細は、島根県立美術館指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照すること。

なお、レストランについては、行政財産目的外使用許可に基づく運営となり、指定管理業務に含まないものとする。

(1) 美術館のギャラリー及びホール並びにこれらの附属設備の使用の許可に関する業務

(2) 美術館の使用料及び観覧料の徴収に関する業務

(3) 美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 美術館の総合案内等に関する業務

(5) 美術館の広報・利用促進に関する業務（自主事業として行うミュージアムショップの運営を含む。）

(6) その他仕様書に記載する業務

※ 島根県と指定管理者の業務区分について

美術館の業務の一部は、島根県が直接運営する。島根県と指定管理者の業務区分はおおむね次のとおりである。

業 務 区 分	業 務 内 容	運 営 主 体
学芸業務	○企画展・常設展事業 ○美術品の収集保存及び調査研究 ○美術教育普及事業 ○県予算の執行、管理等	島根県
施設運営業務	○貸館（ギャラリー・ホール）事業 ○使用料及び観覧料の徴収及び管理 ○総合案内、企画展・常設展の受付及び監視 ○美術館広報（企画展等を含む。）、利用促進（自主事業として行うミュージアムショップの運営を含む。）等	指定管理者
施設管理業務	○施設・設備の維持管理 ○警備、清掃等	

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間で予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 指定管理業務に要する経費

(1) 指定管理料の額

島根県が支払う指定管理料は、指定期間（5年間）における支出見込額を上限とする。

指定管理料 1,584,760千円以内（年間平均316,952千円）

（消費税及び地方消費税（税率10パーセント）の額を含む。）

※支出見込額は、入居団体の光熱水費負担を差し引いた金額である。

(2) 指定管理料の額の変更

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県と指定管理者間で協議の上、定めるものとする。

(3) 年間収入目標額

年間収入目標額は、ギャラリー、ホール及び駐車場の使用料収入を対象とする。

年間収入額に収入目標額の±10パーセントを上回る変動があった場合、その2分の1（対象経費10万円以上）を当該年度の指定管理料に反映させるものとする。

年間収入目標額 7,000千円

※年間収入目標額の算定は、使用料の減免後の金額で行う。

(4) 支払方法

各年度の指定管理料は分割支払とすることとし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者間で締結する協定書で定めるものとする。

6 指定管理者の応募資格

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当することが必要である。

ア 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続

をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている法人等でないこと。

(2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態を問わないが、個人は応募資格を有しない。

イ 管理運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和元年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 申請書

島根県立美術館条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第28号。以下「規則」という。）に定める様式

イ 事業計画書

事業計画書の大きさは、原則としてA4判とし、次の内容を記載すること。

(ア) 施設の管理運営の基本方針

(イ) 安定的な運営が図られるサービス供給体制

(ウ) サービスの質の確保と具体的方策

(エ) 広報・利用促進の考え方

(オ) 施設の維持管理

(カ) 危機管理体制

(キ) その他

ウ 指定期間各年度分及び期間を通じての収支予算書

エ その他の申請に必要な書類

(ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

(イ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(ウ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(エ) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(オ) 法人等の概要を記載した書類

(カ) 役員の名簿（住所、氏名等）及び略歴を記載した書類

(キ) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(ク) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(ケ) 印鑑証明書

(コ) 指定申請に係る誓約書

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は、複写可とする。）。ただし、(1)エの(ア)、(イ)及び(キ)から(コ)までについては、正本1部、副本1部とする。

(3) 提出場所

17に記載する場所

(4) 提出期限

令和元年9月30日(月)午後5時

提出場所まで持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は平日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日をいう。)の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は書留とし、令和元年9月30日(月)午後5時までに必着とする。

(5) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に際して必要となる経費は、全て申請者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

エ 提出された書類は、情報公開の請求により公開することがある。

オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

(7) 申請書類に虚偽の記載があったとき。

(4) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。

(6) 申請者若しくは申請者の代理人又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行ったとき。

(5) その他不正な行為があったとき。

8 募集要項等の公表期間及び公表方法

(1) 公表期間

令和元年8月2日(金)から同年9月30日(月)まで

(2) 公表方法

島根県環境生活部文化国際課ホームページに掲載する。

9 現地説明会

現地説明会を、次のとおり開催する。

なお、出席を希望する法人等がなければ実施しない。

(1) 開催日時 令和元年8月22日(木)午後2時から午後4時まで

(2) 集合時間及び集合場所 午後1時50分に美術館ホールに集合すること。

(3) 現地説明会の内容 美術館の施設見学

(4) 参加申込みの方法等

現地説明会への出席を希望する申請者は、参加申込書を次のとおり作成し、提出すること。1法人等の出席者は3名までとする。

ア 参加申込書の記載内容 法人等名、出席予定者(職・氏名)及び連絡先(住所・電話番号・メールアドレス)

イ 提出場所 17に記載する場所

ウ 提出期限 令和元年8月16日(金)午後5時

エ 提出方法 メール

10 仕様書等の不明疑義等

仕様書等の不明疑義等については、次の方法により提出すること。

なお、指定管理者の候補選定後に関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 提出方法

別に定める質疑票に記入の上、メールにより提出すること。

(2) 提出期限 令和元年9月6日(金)午後5時

(3) 回答方法及び回答期限

質疑の回答は、全ての申請希望者に対し、令和元年9月13日（金）までにメールにて行う。

(4) その他

質疑の提出期限以降において、新たに募集要項等を入手した法人等が、指定管理者の候補選定後に募集要項等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

11 指定管理者の候補の選定

条例第7条の規定による基準に基づき、島根県立美術館指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の5名の委員で構成する。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。

(3) 審査の項目及び配点

サービスに関する評価	70点
施設の管理運営の基本方針	10点
安定的な運営が図られるサービス供給体制	15点
サービスの質の確保と具体的方策	10点
広報・利用促進の考え方	15点
施設の維持管理	10点
危機管理体制	10点
コストに関する評価	30点
収支計画（収支予算書）の内容	10点
費用対効果の考え方	10点
法人等の財政的基盤	5点
管理に要する経費	5点

(4) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査基準に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果は、令和元年10月4日（金）までに申請者全員に通知する。

ウ 書類審査の結果、適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。

エ プレゼンテーションの日時、場所等については、申請者に対して書面で通知する。

オ 候補者の選定は令和元年10月中旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、候補者の名称、選定の理由及び選定（評価）結果一覧表を島根県のホームページで公表する。

カ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故があるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

キ 選定委員会は、非公開とする。

ク 選定委員の氏名は、審査終了までの間は非公開とし、候補者の選定結果公表以降に公表する。

(5) 申請者が1者のとき

申請者が1者のみの場合でもプレゼンテーションは実施する。ただし、評価点数が最低基準60点を下回る場合には、当該申請者を候補者として選定しない。

12 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、あらかじめ島根県議会の議決を経る必要がある。11(4)で選定した候補者を、令和元年11月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の基本協定及び毎年度締結する年度協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

なお、基本協定の発効は、令和2年4月1日を予定している。

13 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況について評価を毎年度実施する。

(1) 事業評価

島根県は、指定管理業務について、適正な業務の履行を確保するとともに、指定管理者の業務改善及び住民サービスの一層の向上に資するため、その実施状況を評価する。

ア 年度評価（毎年度実施）

年間を通じて行った管理運営状況の調査、指定管理者から提出された事業報告書の書面調査・ヒアリング等のほか、指定管理者が行う利用者へのアンケート調査等によって得られた利用者の意見等をもとに評価する。

イ 評価結果の通知と改善への取組

評価結果は、指定管理者に通知する。

なお、改善が必要な場合は、業務の適正な履行及びサービスの質を確保するため、指定管理者に対し業務改善を勧告し、改善策の提出と実施を求める。この場合においては、指定管理者は速やかに改善策を策定し、島根県に提出するとともに、必要な改善策を実施すること。

ウ 評価結果の公表等

評価結果は、島根県議会に報告するとともに、島根県のホームページで公表する。

また、改善の勧告内容、改善策、実施状況等についても適宜島根県議会へ報告し、島根県のホームページで公表する。

14 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

16 留意事項

(1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。

(3) 候補者の決定の取消し等

7(1)記載の提出書類など島根県に提出した書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、候補者決定の取消し又は指定の取消しを行うことがある。

(4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(5) 条例、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

(1) 郵便番号 690-8501

(2) 所在地 島根県松江市殿町1番地

(3) 担当部局 島根県環境生活部文化国際課文化振興室

(4) 電話 0852-22-5878

(5) F A X 0852-22-6412

(6) E-mail bunkashinko@pref.shimane.lg.jp

島根県立武道施設条例（昭和45年島根県条例第10号）第7条及び島根県立体育施設条例（昭和52年島根県条例第13号）第6条の規定により、指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和元年8月2日

島根県知事 丸山達也

1 募集の目的

島根県立武道施設及び島根県立体育施設（以下「島根県立体育施設等」という。）は、スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するために設置された施設である。

島根県立体育施設等の管理については、平成17年4月から県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、現在の指定期間が令和2年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

2 募集方法及び施設の概要

募集に当たっては、次の(1)から(5)までの施設について、一括で管理及び運営をする指定管理者を募集する。

(1) 施設名 島根県立武道館

主要な施設及び所在地 本館 島根県松江市内中原町52番地

弓道場 島根県松江市学園一丁目5番5号

主な施設の内容 第一道場（柔道場）、第二道場（剣道場）、トレーニング室、会議室、土俵場、弓道場（近的）、巻きわら道場

- (2) 施設名 島根県立石見武道館
所在地 島根県浜田市黒川町3735番地
主な施設の内容 柔道場、剣道場、健康・体力室、トレーニング室、会議室、研修室
- (3) 施設名 島根県立水泳プール
所在地 島根県松江市上乃木十丁目4番2号
主な施設の内容 50mプール、25mプール、飛込プール、幼児用プール、トレーニング室、会議室
- (4) 施設名 島根県立体育館
所在地 島根県浜田市黒川町3735番地
主な施設の内容 競技場（バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン8面、テニス2面、ハンドボール1面）、多目的ルーム、キッズルーム、フィットネスルーム、トレーニングルーム、会議室
- (5) 施設名 島根県立サッカー場
所在地 島根県益田市乙吉町631番地2
主な施設の内容 メインスタンド、バックスタンド、大会本部室、会議室、選手更衣室、審判控え室、ウォームアップスペース、スコアボード、ナイター照明、天然芝ピッチ

3 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は、次の(1)から(5)までとする。ただし、業務範囲に掲げる全ての業務を一括して他の事業者に委託することはできないが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託できるものとする。なお、詳細は、別に定める仕様書等による。

- (1) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 施設を利用したスポーツの普及振興に関する業務
- (5) その他知事が必要と認める業務

4 指定期間

令和2年4月1日から令和10年3月31日までの8年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと思われるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

島根県が支払う委託料は、次に掲げる額（消費税率及び地方消費税率の合計を10パーセントとして積算した消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。各年度の年間委託料は、分割支払とすることとし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定で定めるものとする。

なお、各年度において、年間収入目標額を±10パーセントを上回る変動があった場合には、その2分の1を当該年度の委託料に増額又は減額をすることで反映させるものとする。

委託料 2,972,672千円以内（年間委託料 371,584千円以内）

年間収入目標額 48,014千円

6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当することが必要である。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

(1) 申請書

島根県立武道施設条例施行規則（平成31年島根県規則第16号）及び島根県立体育施設条例施行規則（平成31年島根県規則第17号）で定める様式第1号

(2) 事業計画書

次のアからコまでに掲げる項目について具体的に記載すること。

ア 応募理由

イ 県内のスポーツ振興へ寄与するための具体的対策

ウ 利用者のサービス向上対策

エ 利用者の要望の把握及び実現策

オ 緊急時（利用者の事故等・災害時）の体制・対策、防災対策及び危機管理体制

カ 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

キ 職員の配置（組織図、指揮命令系統、常勤・非常勤の別、主な資格、年齢等）

ク 令和2年4月1日から業務を遂行するための移行計画

ケ 現に施設等に従事している職員の雇用についての考え方

コ 職員の指導育成計画及び研修計画

(3) 指定期間各年度分の収支予算書

ア 人件費及び法定福利費、管理費（直営・委託の別）、事務費並びに事業費の明細

イ 自主事業があれば、その内容及び収支計画

(4) その他申請に必要な書類

ア 法人等の活動実績書（島根県立武道施設条例施行規則及び島根県立体育施設条例施行規則で定める様式第2号）

イ 法人等の過去3年間の決算書及び事業報告書

ウ 法人等の定款等、印鑑証明書、法人登記事項証明書及び納税証明書

(5) 提出部数

正本1部及び副本10部。ただし、7(4)ウについては、正本1部とする。

(6) 提出場所

17に記載する場所

(7) 提出期限

令和元年9月30日（月）午後5時までに提出場所まで持参又は郵送をすること。なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は令和元年9月30日（月）午後5時までに必着とする。

(8) その他申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

8 仕様書の配付

(1) 配付期間

令和元年8月2日（金）から同年9月30日（月）までの平日

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配付場所

17に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催する。出席を希望する者は、令和元年8月16日（金）までに17に記載する場所まで連絡すること。なお、出席を希望する者がいない場合は開催を取りやめる。

(1) 施設名 島根県立体育館及び島根県立石見武道館

開催日時 令和元年8月21日（水）午前10時30分から午後0時30分まで

集合場所及び集合時間 島根県立体育館正面入口に午前10時20分に集合すること。

(2) 施設名 島根県立サッカー場

開催日時 令和元年8月21日（水）午後2時30分から午後3時30分まで

集合場所及び集合時間 現地正面入口に午後2時20分に集合すること。

(3) 施設名 島根県立水泳プール

開催日時 令和元年8月22日（木）午後2時から午後3時まで

集合場所及び集合時間 現地正面入口に午後1時50分に集合すること。

(4) 施設名 島根県立武道館

開催日時 令和元年8月22日（木）午後3時30分から午後4時30分まで

集合場所及び集合時間 現地正面入口に午後3時20分に集合すること。

10 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、県内のスポーツの振興に寄与するものであること。

ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査の項目

ア 本県のスポーツ振興に寄与するものであること。

イ サービスの向上及び平等な利用が図られていること。

ウ 維持管理の内容が適切であること。

エ 人的能力及び財政的基盤が適切であること。

オ 収支計画の内容が適切であること。

カ 施設等の管理運営経費の内容が適切であること。

(3) 選定方法

ア 指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定は、島根県立体育施設等指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、別途定める選定基準に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、令和元年10月4日（金）までに連絡する。

ウ プレゼンテーションは、令和元年10月上旬に実施する。

エ 委員会は、非公開とする。

オ 候補者の選定結果は、申請者全員に書面で通知する。

カ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故がある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

キ 申請者名は、選定後公表する。

ク 審査結果は、開示する。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要であり、候補者は令和元年11月定例島根県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細部について協議の上、島根県立体育施設等の管理及び運営に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

(1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。

(2) 評価結果は、島根県議会へ報告するとともに、島根県ホームページにおいて公表する。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

15 指定管理者に対する監査

地方自治法（昭和27年法律第67号）第199条第7項の規定により、指定管理者の行う公の施設の管理業務に係る事務については監査の対象となり、島根県又は監査委員が必要と認めるときは監査を行う。

16 留意事項

(1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかつたとき、その他不正な行為があったときは、失格とする。

(3) 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- (4) 島根県立体育施設等の管理、運営のため新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする事。
- (5) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和元年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (6) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (7) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
- ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (8) 島根県立武道施設条例、島根県立体育施設条例、島根県立武道施設条例施行規則、島根県立体育施設条例施行規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

郵便番号 690-8501

所在地 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県環境生活部スポーツ振興課スポーツ振興グループ

電 話 0852-22-5424

F A X 0852-22-6767

島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号。以下「条例」という。）第6条の規定により、指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和元年8月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集の目的

島根県立はつらつ体育館は、障がい者スポーツの振興を図り、もって障がい者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するために設置された施設である。

本施設の管理については、平成17年4月から、県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、現在の指定期間が令和2年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

(1) 施設名 島根県立はつらつ体育館（以下「体育館」という。）

(2) 所在地 島根県松江市上乃木七丁目1番27号

(3) 規模及び構造

ア 敷地 約4,420平方メートル

イ 施設 鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺^{ぶき} 2階建て

3 指定管理者が行う業務

(1) 体育館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関する業務

(2) 施設等の使用料の徴収に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) その他付随する業務

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと思われるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

島根県が支払う委託料は、次に掲げる額（消費税率及び地方消費税率の合計を10パーセントとして積算した消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。各年度の年間委託料は、分割支払とすることとし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定で定めるものとする。

委託料 52,125千円以内（年間委託料 10,425千円以内）

6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当することが必要である。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

(1) 申請書

島根県立はつらつ体育館条例施行規則（平成15年島根県規則第53号。以下「規則」という。）で定める様式第1号

(2) 事業計画書

次のアからエまでに掲げる項目について具体的に記載すること。

ア 応募理由

イ 管理運営の方針

ウ 管理運営の体制（組織の体制、責任者の略歴、雇用計画等）

エ 指定期間各年度分及び期間を通じての管理運営に要する経費の総額及び内訳

(3) その他申請に必要な書類

ア 法人等の活動実績書（規則で定める様式第2号）

イ 法人等の過去3年間の決算書及び事業報告書

ウ 法人等の定款等、印鑑証明書、法人登記事項証明書及び納税証明書

(4) 提出部数

正本1部及び副本10部。ただし、7(3)ウについては、正本1部とする。

(5) 提出場所

17に記載する場所

(6) 提出期限

令和元年9月30日（月）午後5時までに提出場所まで持参又は郵送をすること。なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は令和元年9月30日（月）午後5時までに必着とする。

(7) その他申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却しない。
- イ 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

8 仕様書の配付

(1) 配付期間

令和元年8月2日（金）から同年9月30日（月）までの平日
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配付場所

17に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催する。出席を希望する者は、令和元年8月16日（金）までに17に記載する場所まで連絡すること。なお、出席を希望する者がいない場合は開催を取りやめる。

(1) 開催日時 令和元年8月26日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 集合場所及び集合時間 体育館の玄関前に午後1時20分に集合すること。

10 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

- ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査の項目

- ア 管理運営の方針
- イ 管理運営に要する経費
- ウ 管理運営体制

(3) 選定方法

- ア 指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定は、島根県立はつらつ体育館指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、別途定める選定基準に基づき行う。
- イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、令和元年10月4日（金）までに連絡する。
- ウ プレゼンテーションは、令和元年10月上旬に実施する。
- エ 委員会は、非公開とする。
- オ 候補者の選定結果は、申請者全員に書面で通知する。
- カ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故がある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。
- キ 申請者名は、選定後公表する。
- ク 審査結果は、開示する。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要であり、候補者は令和元年11月定例島根県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細部について協議の上、体育館の管理及び運営に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設等使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設等又は施設等使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

- (1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。
- (2) 評価結果は、島根県議会へ報告するとともに、島根県ホームページにおいて公表する。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

15 指定管理者に対する監査

地方自治法（昭和27年法律第67号）第199条第7項の規定により、指定管理者の行う公の施設の管理業務に係る事務については監査の対象となり、島根県又は監査委員が必要と認めるときは監査を行う。

16 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは、失格とする。
- (3) 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 体育館の管理、運営のため新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。
- (5) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和元年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (6) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (7) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(8) 条例、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

郵便番号 690-8501

所在地 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県環境生活部スポーツ振興課スポーツ振興グループ

電 話 0852-22-5424

F A X 0852-22-6767

島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）第7条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和元年8月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集の目的

島根県立総合福祉センターは、高齢者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、寡婦、障がい者その他の県民に対して福祉に関する相談、援助、情報の提供及び研修を行うことにより、県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現を図るため設置された施設である。

本施設の管理には、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に創設された指定管理者制度を採用したところであり、施設の管理を行う指定管理者を募集することとした。

2 指定管理者が管理する施設の概要

施設名	島根県立東部総合福祉センター (施設全体の通称 いきいきプラザ島根)	島根県立西部総合福祉センター (施設全体の通称 いわみーる)
所在地	島根県松江市東津田町1741-3	島根県浜田市野原町1826-1
敷地	約12,387.04平方メートル	約12,374.96平方メートル
施設	鉄筋コンクリート造 5階建ほか	鉄筋コンクリート造 4階建ほか

3 指定管理者が行う業務

- (1) 島根県立総合福祉センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用許可に関する業務
- (2) 施設等の使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) その他付随する業務

4 指定期間

令和2年4月1日から5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

島根県立東部総合福祉センター	5年間の委託額	489,515千円（消費税額等10パーセントの額を含む。）以内
	年間委託額	97,903千円（消費税額等10パーセントの額を含む。）以内
	年間収入目標額	5,003千円
島根県立西部総合福祉センター	5年間の委託額	436,960千円（消費税額等10パーセントの額を含む。）以内
	年間委託額	87,392千円（消費税額等10パーセントの額を含む。）以内
	年間収入目標額	10,250千円

※ メリットシステムについて

収入目標額の110パーセントを上回る、又は90パーセントを下回る収入があった場合、その2分の1を当年度の委託料に反映させることとする。

6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

(1) 申請書

島根県立総合福祉センター条例施行規則（平成7年島根県規則第39号。以下「規則」という。）で定める様式第1号

(2) 事業計画書

事業計画書の大きさはA4版とし、次の内容を記載すること。

ア 応募理由

イ 管理運営の方針

ウ 管理運営の体制（組織の体制、責任者の略歴、雇用計画等）

エ 指定期間各年度分及び期間を通じての管理運営に要する経費の総額及び内訳

(3) その他申請に必要な書類

ア 活動実績書（規則で定める様式第2号）

イ 過去3年間に活動している場合にあっては、過去3年間の決算書及び事業計画書

ウ 定款等、印鑑証明書、登記事項証明書及び納税証明書

(4) 提出部数

正本1部及び副本10部。ただし、(3)ウについては、正本1部とする。

(5) 提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出先

16に記載する場所

イ 提出期限

令和元年9月30日（月）午後5時まで。郵送の場合は書留とし、同日午後5時必着とする。

ウ 提出方法

郵送又は持参

(6) 申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

8 仕様書の配付

(1) 配付期間

令和元年8月2日（金）から同年9月27日（金）までの平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配付場所

16に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催する。

(1) 開催日時

いきいきプラザ島根（松江） 令和元年8月22日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

いわみーる（浜田） 令和元年8月23日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 集合場所及び集合時間

いきいきプラザ島根 令和元年8月22日（木）

当日午後1時20分までにいきいきプラザ島根玄関前に集合のこと。

いわみーる 令和元年8月23日（金）

当日午後1時20分までにいわみーる玄関前に集合のこと。

(3) その他

現地説明会に出席を希望する申請者は、令和元年8月14日（水）までに16に記載する問合せ先まで連絡すること。

10 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(2) 審査の項目

ア 管理運営の方針

イ 管理運営に要する経費

ウ 管理運営体制

(3) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、島根県健康福祉部所管の公の施設指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、別途定める選定基準に基づき行う。

イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、令和元年9月30日（月）までに連絡する。

ウ プレゼンテーションは、令和元年10月上旬に実施の予定である。

エ 委員会は、非公開とする。

オ 申請者名は、選定後公表する。

カ 審査結果は、開示する。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10(3)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）

を、指定管理者の候補者として令和元年11月定例島根県議会へ上程し、議決を経て指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目の事項について協議の上、島根県立総合福祉センターの管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設等使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設等又は施設等使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

- (1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。
- (2) 評価結果は、島根県議会へ報告するとともに、島根県ホームページにおいて公表する。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

15 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (3) 島根県立総合福祉センターの管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。
- (4) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和元年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (6) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (7) 島根県立総合福祉センター条例、規則その他関係法令を承知の上で申請すること。
- (8) 「島根県における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、不当な差別の取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応を行うこと。

(9) 両施設の管理は、一括して行うことも、いずれか一方とすることも可能であること。

16 書類の配付場所及び提出先（問合せ先）

- (1) 郵便番号 690-8501
- (2) 住 所 島根県松江市殿町2番地
- (3) 担当部局 島根県健康福祉部健康福祉総務課総務情報グループ
- (4) 電 話 0852-22-6253
- (5) F A X 0852-27-6317

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第19条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和元年8月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集の目的

島根県立都市公園（以下「公園」という。）は、公共の福祉の増進に資することを目的として設置されたものである。

平成17年4月から、公園の管理について、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に創設された「指定管理者制度」を導入し、公園の管理を行ってきたところであるが、現在の指定期間が令和2年3月31日をもって満了となるため、指定管理者を募集することとした。

2 指定管理者が管理する公園の概要

(1) 浜山公園

- ア 所在地 出雲市浜町・大社町北荒木地内
- イ 公園規模 面積54.9ヘクタール
- ウ 施設 体育館、陸上競技場、補助競技場、球技場、野球場、テニスコート、広場、園路、駐車場等

(2) 石見海浜公園

- ア 所在地 浜田市国分町・久代町、江津市敬川町・波子町地内
- イ 公園規模 面積147.7ヘクタール
- ウ 施設 オートキャンプサイト、ケビン、テニスコート、広場、園路、駐車場等

(3) 万葉公園

- ア 所在地 益田市高津町・飯田町地内
- イ 公園規模 面積48.4ヘクタール
- ウ 施設 オートキャンプサイト、野外音楽堂、和風休憩所、広場、園路、駐車場等

3 募集の方法

指定管理者の募集に当たっては、2に掲げる各公園について、公園ごとに募集する。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 公園の運営に関する業務
- (2) 公園の維持管理に関する業務
- (3) 有料公園施設（これに附属する設備及び器具を含む。以下同じ。）の利用の許可に関する業務
- (4) スポーツの普及及び振興に関する業務（浜山公園に限る。）
- (5) その他島根県立都市公園指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）で定める事項

5 指定の期間

令和2年4月1日から5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

6 管理に要する経費等

(1) 委託額

ア 浜山公園

支出見込額	令和2年度	204,309千円（維持管理費）
	令和3年度以降	205,079千円（維持管理費）
収入見込額	令和2年度	45,132千円
	令和3年度以降	45,628千円
年間委託額	令和2年度	159,177千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）の額を含む。）以内
	令和3年度以降	159,451千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）の額を含む。）以内
5年間の委託額		796,981千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）の額を含む。）以内

イ 石見海浜公園

支出見込額	145,218千円（維持管理費）
収入見込額	17,601千円
年間委託額	127,617千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）の額を含む。）以内
5年間の委託額	638,085千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）の額を含む。）以内

ウ 万葉公園

支出見込額	45,328千円（維持管理費）
収入見込額	1,308千円
年間委託額	44,020千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）の額を含む。）以内
5年間の委託額	220,100千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）の額を含む。）以内

(2) その他

ア 管理に要する経費は、支出見込額から収入見込額を控除した額とし、有料公園施設の利用料収入は、指定管理者の収入とする。

イ 委託料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準とし、別途定める支払い計画に基づき分割で支払う。

7 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

8 申請の手続

(1) 申請書

島根県立都市公園条例施行規則（昭和49年島根県規則第71号。以下「規則」という。）に定める様式第12号

(2) 事業計画書

事業計画書の大きさはA4判とし、次の内容を記載すること。

- ア 指定管理者に応募する理由
- イ 公園の管理運営に当たっての基本方針
- ウ 利用者サービスの向上策
- エ 緊急時（利用者の事故、災害等）の体制及び対策並びに防災対策
- オ 利用者の要望の把握及び実現策
- カ 自主事業実施計画
- キ スポーツ教室の実施計画（浜山公園に限る。）
- ク スポーツ指導計画（浜山公園に限る。）
- ケ 職員の研修体制
- コ 苦情等の未然防止と対処方法
- サ 令和2年4月1日から業務を遂行するための移行計画（現指定管理者以外の法人等のみ。）
- シ 現に従事している職員の雇用についての考え方（現指定管理者以外の法人等のみ。）
- ス 管理運営の体制（組織の体制、責任者の略歴、雇用計画等）
- セ 施設の現状に対する考え方及び将来展望（中長期的な経営方針）
- ソ 地域との連携及び地域振興についての考え方

(3) その他申請に必要な書類

- ア 指定管理期間の収入見込み及び管理運営に要する経費の総額並びにそれらの内訳
- イ 有料公園施設の利用料金設定表
- ウ 法人等の活動実績書（規則に定める様式第13号）（新規設立の場合等、実績がない場合は無しと記載し提出）
- エ 法人等が、過去3年間に活動している場合にあっては、過去3年間の決算書
- オ 法人等の定款等、印鑑証明書、法人登記事項証明書及び納税証明書
- カ 誓約書

(4) 提出部数

正本1部（(3)のオにあっては、原本1部）及び副本8部

(5) 提出期限、提出先及び提出方法

- ア 提出期限
令和元年9月30日（月）午後5時まで。郵送の場合は書留とし、令和元年9月30日（月）午後5時必着とする。
- イ 提出先
18に記載する場所
- ウ 提出方法
郵送又は持参

(6) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却しない。
- イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

9 募集要項等の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

令和元年8月2日（金）から同年9月13日（金）までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(2) 配付場所

18に記載する場所

また、島根県ホームページにも掲載する。

10 説明会

説明会は、次のとおり開催する。

説明会に出席を希望する応募者は、令和元年8月19日（月）正午までに18に記載する場所まで連絡すること。

(1) 浜山公園

ア 開催日時 令和元年8月22日（木）午前10時から正午まで

イ 開催場所 島根県出雲合同庁舎603会議室（6階）

(2) 石見海浜公園

ア 開催日時 令和元年8月23日（金）午前10時から正午まで

イ 開催場所 島根県浜田合同庁舎401会議室（4階）

(3) 万葉公園

ア 開催日時 令和元年8月23日（金）午後2時から午後4時まで

イ 開催場所 島根県益田合同庁舎第3会議室（5階）

11 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、公園の効用を最大限に発揮できるものであること。

ウ 事業計画書の内容が、公園の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該団体が、事業計画書に沿った公園の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

オ スポーツの普及及び振興が図られるものであること（浜山公園に限る。）。

(2) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、島根県土木部が設置する第5期島根県立都市公園指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、審査基準に基づき行う。

イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等を書類審査した後、プレゼンテーションによる審査を行う。書類審査の結果は、プレゼンテーションの期日までに申請者に連絡する。

ウ プレゼンテーションは、令和元年10月中旬に実施の予定である。

エ 委員会は、非公開とする。

オ 審査結果は、候補者選定後申請者全員に書面により通知し、公表する。

12 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、あらかじめ島根県議会の議決を経る必要がある。11の(2)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、令和元年11月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、公園の管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

13 指定管理者が行う業務の評価に関する事項

(1) 島根県は、適正な管理の確保と県民サービスの向上を図るため、指定管理者が行う業務に関する評価を毎年度実施

する。

(2) 評価結果は、島根県議会へ報告するとともに、島根県ホームページにおいて公表する。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者が行う業務の評価に関する事項は、別に定める。

14 個人情報保護に関する事項

指定管理者には、公園の管理運営を行うに当たり島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第9条の2の規定により、個人情報の適正な取扱義務が課せられる。具体的な内容については、島根県と指定管理者が締結する協定書で定める。

15 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、公園利用者の被災に対する第一次責任を有し、公園又は公園施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

16 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

17 留意事項

(1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

(2) 申請書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかつたとき、その他不正な行為があったときは、失格とする。

(3) 公園管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。

(4) 新たに法人等を設立する場合には、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和元年12月中旬予定）までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(6) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(7) 島根県立都市公園条例、規則、島根県個人情報保護条例その他関係法令を承知の上で申請すること。

(8) 指定管理期間の収入見込み及び管理運営に要する経費の総額の算出に係る消費税及び地方消費税の率は10パーセントとすること。

18 書類の配付場所及び提出先（問合せ先）

- (1) 郵便番号 690-8501
- (2) 住 所 島根県松江市殿町1番地
- (3) 担当部局 島根県土木部都市計画課管理グループ
- (4) 電話番号 0852-22-5210
- (5) F A X 0852-22-6004

教 育 委 員 会 公 告

島根県立古墳の丘古曾志公園条例（平成3年島根県条例第9号）第6条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和元年8月2日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

1 募集の目的

島根県立古墳の丘古曾志公園は、古代の文化遺産の保存と活用を図り、県民の古代文化についての理解と認識を深めるために設置された施設である。

本施設の管理には、民間事業者等が有するノウハウを活用し、効率的かつ適正な管理運営を行うことにより、県民サービスの向上及び施設の設置目的を効果的に達成することが求められている。

このため、平成19年4月から指定管理者制度を導入しているところであり、現在の指定期間が令和2年3月31日をもって終了することから、次期指定期間において施設の管理を行う指定管理者を募集する。

2 施設の概要

- (1) 施設名 島根県立古墳の丘古曾志公園
- (2) 所在地 松江市古曾志町562-1ほか
- (3) 主要な施設 古墳の丘古曾志公園（総面積：47,938平方メートル）
野外ステージ（有料施設）ほか

3 指定管理者が行う業務

- (1) 島根県立古墳の丘古曾志公園（以下「古墳の丘古曾志公園」という。）の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) 古墳の丘古曾志公園の有料施設等の使用許可及び使用料の徴収に関する事務
 - (3) 上記に掲げるもののほか、古墳の丘古曾志公園の運営に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務
- ※ 詳細は、古墳の丘古曾志公園管理運営業務仕様書を参照すること。
※ 業務内容については、指定期間中であっても内容の変更を行う場合がある。

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

年間委託額 6,752千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5年間の委託額 33,760千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ 委託料については、分割支払いとする予定（詳細は、協議により協定で定める。）

6 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

- (1) 申請書（島根県立古墳の丘古曾志公園条例施行規則（平成18年島根県教育委員会規則第29号）に定める様式）
 - ア 島根県立古墳の丘古曾志公園事業計画書
別に定める様式に従って記載すること。
 - イ 島根県立古墳の丘古曾志公園の管理に係る収支予算書
指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算について、別に定める様式に従って各経費の明細を記載すること。
 - ウ 活動実績書（法人等の過去2年間の事業報告書）
 - エ 法人等の過去3年間の決算書
 - オ 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
 - カ 印鑑証明書
 - キ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
 - ク 納税証明書
- (2) その他の申請に必要な書類
 - ア 法人等の概要を記載した書類
 - イ 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）
 - ウ 法人等の当該年度の事業計画書及び収支計算書又はこれらに準ずる書類
- (3) 質疑・質問事項の取扱い
募集要項及び古墳の丘古曾志公園管理運営業務仕様書の内容等に対する質疑・質問については、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 令和元年9月2日（月）午後5時まで
 - イ 受付方法 「質疑表」に記入の上FAXで提出すること（質疑は、FAXのみで受け付ける。）。
 - ウ 回答方法 質疑・質問に対する回答は、「質疑回答表」により随時行い、応募者全員にFAXで通知する。
- (4) 提出部数
正本1部及び副本9部（副本は複写可）。ただし、(1)のオからクまでについては、正本1部及び副本1部（副本は複写可）。
- (5) 提出方法等
 - ア 提出場所
島根県教育庁文化財課（〒690-8502 松江市殿町1番地）
 - イ 提出期限
令和元年9月30日（月）午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、令和元年9月30日（月）午後5時必着とする。
 - ウ 提出方法

持参又は郵送

(6) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却しない。
- イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。
- ウ 申請書の差替えについては、原則として認めない。

8 募集要項及び仕様書等の配布

(1) 配布期間

令和元年8月2日（金）から同年9月2日（月）までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 配布場所

島根県教育庁文化財課（〒690-8502 松江市殿町1番地）

(3) 配布資料（CD-Rによるデータを配布する。）

- ア 募集要項
- イ 仕様書
- ウ 基本協定書（案）及び年度協定書（案）
- エ 管理経費積算書

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時

令和元年9月17日（火）午後1時30分から午後3時まで

(2) 集合場所

島根県立古墳の丘古曾志公園駐車場（松江市古曾志町地内）

(3) 集合時間

午後1時20分までに集合のこと。

(4) 内容

古墳の丘古曾志公園内の施設等について説明する。

(5) その他

現地説明会に出席を希望する応募予定者は、令和元年9月9日（月）午後5時までに「申込書」により、法人等の名称並びに参加者の人数及び氏名をFAXで提出すること。

(6) 連絡先

島根県教育庁文化財課（〒690-8502 松江市殿町1番地）

電話（0852-22-6612） FAX（0852-22-5794）

10 指定管理候補者の選定

(1) 審査の基準

- ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、古墳の丘古曾志公園の効用を最大限に発揮し、県民文化の向上に寄与するものであること。
- ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び効率的な管理運営が実現可能であること。
- エ 事業計画を確実に実施するに足りる財政的基盤及び人的能力を有すること。
- オ 法令遵守のための体制がとられているものであること。

(2) 審査の項目

- ア 施設の維持管理が適切に実施できるものであるか。
- イ 管理運営費に工夫が凝らされ、効率的な管理運営が実現可能であるか。
- ウ 事業計画を確実に実施するに足る財政的基盤及び人的能力を有する団体で、適切な人材配置がなされているものであるか。
- エ 法令遵守のための体制がとられているかどうか。
- オ 住民に対して平等な利用が図られているか。
- カ 利用者の要望をくみ取って、それをサービスに反映させられるものであるか。

(3) 選定方法

- ア 指定管理候補者（以下「候補者」という。）の選定は、古墳の丘古曾志公園指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、別途定める選定基準に基づき書類審査及びプレゼンテーション方式の審査により行う。
- イ 委員会は、非公開とする。
- ウ 候補者の選定は10月中旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、選定された者の名称、選定の理由、選定（評価）結果一覧表を県ウェブページで公表する。また、選定基準と項目ごとの得点等も、開示請求があれば公開するが、各選考委員ごとのものは非公開とする。
- エ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要であり、10(3)で選定した候補者を令和元年11月定例島根県議会へ上程し、議決を経て指定管理者として指定する。

(2) 協定等の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、古墳の丘古曾志公園の管理に関する指定期間全体の基本協定と毎年度ごとに締結する年度協定を締結する。協定等を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合に

は、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

(1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。

(2) 評価結果は、島根県議会へ報告するとともに、島根県ウェブページにおいて公表する。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

15 その他留意事項

(1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

(2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(3) 古墳の丘古曾志公園の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請すること。

(4) 新たな法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和元年12月中旬見込み）までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがある。

(6) 指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(7) 管理運営業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

(8) 複数の団体がグループを構成して申請する場合は、次の事項に留意すること。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる団体を選定する。

代表団体は、法人等で、グループにおける責任割合が最大であることが必要（県内団体の責任割合が、グループ構成が2社の場合にあっては50パーセント超、3社の場合にあっては33パーセント超であることが必要）

なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。

イ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員、又は単独で申請することはできない。

ウ 当該グループの全構成員が、6の(2)から(7)までのいずれにも該当することが必要である。

エ 7(1)のウからクまで及び7(2)の書類については、構成員ごとに提出すること。

(9) 島根県立古墳の丘古曾志公園条例、島根県立古墳の丘古曾志公園条例施行規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

16 問合せ先（書類の配付場所及び提出先）

郵便番号 690-8502

住 所 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県教育庁文化財課文化財グループ

電 話 0852-22-6612

F A X 0852-22-5794